



マネージメント・レター No.11

生産性向上設備促進税制について

平成 26 年度税制改正において、生産性向上設備税制の創設が盛り込まれました。本税制は、平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に実施され、質の高い設備投資により企業生産性を促進し経済の発展を目指した制度であります。本制度は、先端性を有する設備要件を満たす資産を対象に設備メーカーから証明書を発行してもらう A 類型と、投資計画を作成し、経済産業局へ申請する B 類型からなり、それぞれ優遇措置が受けられます。

〈適用対象者〉

青色申告をしている法人・個人(対象業種に制限はありません)

〈対象資産〉

A 類型:先端設備

機械装置・一定の工具、器具備品、建物、付属設備、ソフトウェア(中小企業者に限る)で下記要件を満たすもの

① 最新モデル②生産性向上③一定の価格以上であること

B 類型;生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置工具、器具備品、建物、付属設備、構築物、ソフトウェアで下記の要件をすべて満たすもの

① 投資計画における投資利益率が平均 15%以上(中小企業者は 5%以上)②一定の価格以上 ※投資利益率=(営業利益+減価償却費)の増加額(3年平均)/(設備投資額)

〈適用要件〉

A 類型:メーカー等の申請に基づく、工業会等発行の先端設備であることの証明書

B 類型:経済産業局の確認書:事前確認書、投資計画書(投資設備の見積書・利益計算根拠数値資料・社内稟議等設備計画書)。

※ 上記書類は、確定申告の際、添付が必要です。

〈税制措置〉

・平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、即時償却または税額控除 5% (建物・構築物は 3%)

・平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までは特別償却 50%(建物・構築物は 25%)または税額控除 4%(建物・構築物は 2%)

・上記の税額控除限度額が、控除の適用を受けようとする事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合には、その 20%相当額が限度とされます。

〈注意事項〉

・B 類型の適用を受ける場合は資産を購入する前に手続きを完了しなければなりません。

・A 類型の生産性向上は旧モデルと比較して生産性が年平均 1%以上向上している資産です。

・B 類型の制度を受けた場合、経済産業局に 3 年間の報告義務があります。

・価格要件の詳細につきましては、経済産業省のホームページをご覧ください。